この受講案内は、現在放課後児童クラブで働いていない方用です。

放課後児童支援員として、県内の放課後児童クラブで働きたい方の認定研修

令和５年度 静岡県放課後児童支援員 認定資格研修受講案内（一般用）

静岡県では、放課後児童支援員認定資格研修（以下、「研修」）を実施します。
受講を希望される方は、以下を御確認の上、「受講申込書」に必要書類を添付してお申込みください。

①目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）第 10 条第３項の各号いずれかに該当する方が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得するとともに、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識し、有資格者となることを目的とした研修です。

②受講対象者

静岡県内に在住又は在勤者で、かつ「受講資格」のいずれかに該当し、今後、放課後児童支援員として県内の放課後児童クラブで働きたい方。※受講時点で放課後児童クラブ等に勤務している方は、クラブ所在の市町を通しての申込みとなります。クラブまたはクラブ所在の市町にお問い合わせください。

③受講資格

◎第１～10 号のいずれかに当てはまる方〈基準第 10 条第３項各号〉

第１号	保育士資格を有する方
第２号	社会福祉士資格を有する方
第３号	高卒以上で２年以上児童福祉事業に従事した方
第４号	教育職員免許法第４条に規定する免許状を有する方
第５号	大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した方
第６号	大学にて社会福祉学等の課程で単位を修得し、大学院への入学が認められた方
第７号	大学院にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した方
第８号	外国の大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した方
第９号	高卒以上で２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した方
第 10 号	５年以上放課後児童健全育成事業に従事した方

※受講資格の詳細及び提出書類は、⑦「受講資格確認書類」で御確認ください。

④日時・会場・定員

日程		会場	日程	定員
沼津	９月７日（木）、26 日（火）、10 月３日（火）、24 日（火）	プラサヴェルデ コンベンションホールＢ	受付　9:00～9:20 １日目　9:20～16:50 2・3 日目　9:20～16:40 ４日目　9:20～17:00	各会場 20 名程度（予定）
静岡	９月５日（火）、22 日（金）、28 日（木）、10 月 11 日（水）	もくせい会館 富士ホール		
浜松	９月 14 日（木）、20 日（水）、10 月６日（金）、16 日（月）	アクトシティ浜松 コングレスセンター　31 会議室		

⑤研修の項目・科目・時間数

16科目×90分　計24時間（１日４科目ずつ計４日間で実施）

時間割はホームページを御覧ください。詳細は、受講決定通知でお知らせします。

1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解	90 分×３／合計 4.5 時間
３科目	① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	
2	子どもを理解するための基礎知識	90 分×４／合計６時間
４科目	④ 子どもの発達理解 ⑤ 児童期（６歳～12 歳）の生活と発達 ⑥ 障害のある子どもの理解 ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解	
3	放課後児童クラブにおける子どもの育成支援	90 分×３／合計 4.5 時間
３科目	⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 ⑨ 子どもの遊びの理解と支援 ⑩ 障害のある子どもの育成支援	
4	放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力	90 分×２／合計３時間
２科目	⑪ 保護者との連携・協力と相談支援 ⑫ 学校・地域との連携	
5	放課後児童クラブにおける安全・安心への対応	90 分×２／合計３時間
２科目	⑬ 子どもの生活面における対応 ⑭ 安全対策・緊急時対応	
6	放課後児童支援員として求められる役割・機能	90 分×２／合計３時間
２科目	⑮ 放課後児童支援員の仕事内容 ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	

⑥一部科目の受講免除

以下に掲げる資格等を有する方は、本人が希望すれば、有する資格等に応じて一部科目の受講の免除を受けることができます。◎一部科目の受講免除を希望する方は、受講申込書にその旨記載の上、必ず当該資格の免許証等の写しを添付して申し込んでください。受講申込書に記載がない場合は免除を受けることができません。また、申込後の受講免除希望の有無の変更はできませんので、ご注意ください。

	資格等	免除を受けられる科目
1	保育士の資格を有する方 （基準第 10 条第３項第１号）	2－④ 子どもの発達理解 2－⑤ 児童期（６歳～12 歳）の生活と発達 2－⑥ 障害のある子どもの理解 2－⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
2	社会福祉士の資格を有する方 （基準第 10 条第３項第２号）	2－⑥ 障害のある子どもの理解 2－⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3	教育職員免許法第４条に規定する免許状を有する方 （基準第 10 条第３項第４号）	2－④ 子どもの発達理解 2－⑤ 児童期（６歳～12 歳）の生活と発達

⑦受講資格＜基準第10条第３項第１～10号＞確認書類

第１号	保育士資格を有する方
	以下の書類のうちいずれかひとつ ●保育士（保母）資格証明書（写し）　●保育士試験合格通知書（写し） ●指定保育士養成施設卒業証明書（写し）　●保育士養成課程修了証明書（写し） ●保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証（写し）
第２号	社会福祉士資格を有する方
	以下の書類のうちいずれかひとつ ●社会福祉士試験合格証書（写し）　●公益財団法人社会福祉振興・試験センターが交付する社会福祉士登録証（写し）
第３号	高卒以上※１で２年以上児童福祉事業に従事した方
	以下の書類①②すべて ①卒業証書又は卒業証明書（写し） ②勤務先等が記入した実務経験証明書（２年以上児童福祉事業に従事したことが分かるもの） 注）放課後児童健全育成事業は児童福祉事業に該当します。
第４号	教育職員免許法第４条に規定する免許状※２を有する方
	教育職員免許法第４条に規定する免許状を有することが分かるもの （教育職員免許状（写し）、教育職員免許状授与証明書（写し）など）
第５号	大学※３にて社会福祉学等※４の課程を修めて卒業した方
	以下の書類のうちいずれかひとつ ●卒業証書（写し）　●卒業証明書（写し）
第６号	大学にて社会福祉学等※４の課程で単位を修得し、大学院への入学が認められた方※５
	●大学院入学許可書等（写し）
第７号	大学院にて社会福祉学等※４の課程を修めて卒業した方
	●修了証明書等（写し）
第８号	外国の大学にて社会福祉学等※４の課程を修めて卒業した方
	以下の書類のうちいずれかひとつ ●卒業証書※６（写し）　●卒業証明書※６（写し）
第９号	高卒以上※１で２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事※７し、当該市町村長が適当と認めた方
	以下の書類①②③すべて ①卒業証書又は卒業証明書（写し） ②勤務先等が記入した実務経験証明書（２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことが分かるもの） ③当該市町が適当と認めたことの確認書※８
第 10 号	５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた方
	以下の書類①②すべて ①勤務先等が記入した実務経験証明書（５年以上放課後児童健全育成事業に従事したことが分かるもの） ②当該市町が適当と認めたことの確認書※８

※１　学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した方

※２　幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状、養護教諭の免許状又は栄養教諭の免許状を有している方（新免許状の場合、更新をしていなくても失効していなければ良い。）

※３　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）

※４　社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学

※５　社会福祉学等の課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた方

※６　証明書が外国語の場合は、翻訳を添付する等、証明書の内容がわかるようにすること

※７　２年以上従事とは、２年以上かつ総勤務時間 2,000 時間従事したことをいう

※８　確認書については、各市町の放課後児童健全育成事業担当課へ依頼すること

⑧受講費用（受講１日目に会場でお支払いください。）

テキスト代 ●「放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材　認定資格研修のポイントと講義概要」（中央法規出版株式会社）1,210円 ●「改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書」（株式会社フレーベル館）440円	1,650円（税込）
資料代	500円（税込）

⑨受講申込方法

申込受付期間（必着、受付期間外の申込みは無効）

令和５年６月27日（火）から７月12日（水）まで　各会場20名程度（選考）

申込先　株式会社東京リーガルマインド静岡支社　放課後児童支援員認定資格研修事務局
〒420-0857　静岡市葵区御幸町３－21　ペガサート３Ｆ

①②③の書類を同封し、郵便で申込先に提出してください。
（Ａ４サイズで提出、申込書類は返却しません。）

①受講申込書
②本人であることを確認できる書類（以下のいずれかひとつ）
・住民票の写し　・健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書の写し
③基準第 10 条第３項の各号のいずれかに該当するか確認できる書類
（提出書類は、⑦「受講資格確認書類」で御確認ください。）

＊　氏名変更等により、免許証等の氏名と異なっている場合は、戸籍抄本を添付してください。
（戸籍抄本を添付した場合は、②の本人確認の書類は省略できます。）

＊　研修科目の一部免除を希望する場合は、当該資格の免許証等の写しを添付してください。

＊　受講資格確認書類のうち、実務経験証明書、市町が適当と認めたことの確認書は、
静岡県ホームページに様式を掲載しています。

⑩受講者の決定

受講の可否を郵便でお知らせします。研修開始の１週間前までにお知らせが届かない場合は、放課後児童支援員認定資格研修事務局まで連絡してください。

⑪修了の認定

研修の全科目受講者（レポートの提出を含む。）に対し、静岡県知事が放課後児童支援員（全国共通）として認定します。

詳細日程等は
県ホームページを
御覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策を講じます。
〇感染症拡大の状況によっては、定員を減らしたり、開催を中止する場合があります。
最新の情報は県のホームページを御覧ください。
〇当日は、必要に応じて受付で検温、手指消毒を行い、体調不良の方には受講を御遠慮いただく場合があります。

お問い合わせ先

株式会社東京リーガルマインド静岡支社
放課後児童支援員認定資格研修事務局
住所　〒420-0857　静岡市葵区御幸町３－21　ペガサート３Ｆ
電話　054-255-5001　受付時間：平日 10：00～17：00（土、日、祝日休み）
※本研修は、受託者が静岡県から委託を受けて実施します。

主催

静岡県健康福祉部 こども未来課
電話　054-221-3546　受付時間：平日 9：00～17：00（土、日、祝日休み）
研修内容に関することは、こども未来課にお問い合わせください。